

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に当り
る日
を
当
る
日
と
す
る)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◇ 訓 令 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇ 告 示 浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置
浄化槽工事業者登録簿閲覧規則

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄中第三号の二の次に次の二号を加える。

三の三 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十七条第一項の規定による指定検査機関の指定

三の四 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年七月鳥取県条例第二十号)第十五条第一項及び第二項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の取消し及び営業の停止の命令並びに当該処分に係る聴聞の実施

別表第三環境保全課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

三 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第五条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登録
 - (二) 第十条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の抹消
- 別表第三管理課の項部長専決事項の欄中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
(一) 第二十八条第二項の規定による浄化槽工事の施工の差止め命令

(二) 第三十二条第一項及び第二項の規定による浄化槽工事業者に對する指示並びにその登録の取消し及び事業の停止の命令

(三) 第五十三条第一項及び第二項の規定による浄化槽工事業者からの報告の徴収及びその事務所等への立入検査

(四) 第五十四条の規定による浄化槽工事業者の登録の取消し等に係る聴聞の実施

別表第三管理課の項課長専決事項の欄第六号を次のように改める。

六 浄化槽法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十三条第一項の規定による浄化槽工事業者の登録

(二) 第二十七条第一項の規定による浄化槽工事業者の登録の抹消

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項中第六十四号の二の次に次の二号を加える。

六十四の三 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に對するものを除く。この号の(三)において同じ。)の受理

(二) 第五条第二項の規定による浄化槽の設置等の計画の改善の勧告

(三) 第五条第四項の規定による浄化槽の設置等の届出の内容が相当であると認める旨の通知

(四) 第十二条の規定による浄化槽の保守点検又は清掃についての助言等及び改善措置又は使用停止の命令

(五) 第五十三条第一項及び第二項の規定による浄化槽管理者又は指

定検査機関からの報告の徴収及びその事務所等への立入検査

六十四の四 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年七月鳥取県条例第二十号)第十六条第一項及び第二項の規定による浄化槽保守点検業者からの報告の徴収及びその事務所等への立入検査

別表第二土木事務所長の項第三十一号の二の次に次の一号を加える。

三十一の三 浄化槽法の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に對するものに限る。この号の(三)において同じ。)の受理

(二) 第五条第三項の規定による浄化槽の設置等の計画の変更又は廢止の命令

(三) 第五条第四項の規定による浄化槽の設置等の届出の内容が相当であると認める旨の通知

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第六号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和五十年十月鳥取県訓令第四号）の一部を

次のように改正する。

別表中

課長
婦人青少年室長
全国身体障害者
スポーツ大会準備室長

を

課長
全国身体障害者
スポーツ大会準備室長

に、

係長	室長（出納室長及び係を置く。）
所長	室長（婦人青少年室長及び係を置く。）
館長	
主計員	
企画員	
船員	
被評定者が課又は室の内部組織に属さない職員に就いては、職員課長補佐又は室長補佐	

を

係長	室長（出納室長及び係を置く。）
主計員	
企画員	
船員	
被評定者が課の内部組織に属さない職員に就いては、職員課長補佐	

課長
障害者大会準備室長

に、

児童相談所
喜多原学園
皆成学園
積善学園
保育専門学院
専修職業訓練校
蘭検定所
家畜保健衛生所
大山農地開発局
中部農業開発事業所
境港水産事務所
鳥取港湾事務所
賀祥ダム建設事務所

を

児童相談所
喜多原学園
皆成学園
積善学園
保育専門学院
米子商工労政事務所
専修職業訓練校
蚕業指導所
家畜保健衛生所
大山農地開発局
中部農業開発事業所
境港水産事務所
鳥取港湾事務所
賀祥ダム建設事務所

に改める。

附 則

この訓令は、昭和六十年十月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百四十八号

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）

第七条第一項の規定に基づき、浄化槽工事業者登録簿閲覧所を設けたので、同条第二項の規定により、当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取市東町一丁目二二〇
鳥取県土木部管理課内

鳥取県告示第九百四十九号

浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）
第七条第二項の規定に基づき、次のとおり浄化槽工事業者登録簿閲覧規則を定めたので、同項の規定により告示する。

昭和六十年十月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

浄化槽工事業者登録簿閲覧規則

(趣旨)

第一条 この規則は、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第七条第二項の規定に基づき、浄化槽工事業者登録簿閲覧所（以下「閲覧所」という。）における浄化槽工事業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧時間)

第二条 登録簿の閲覧時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、土曜日は、午前九時から正午までとする。

(定期休日)

第三条 閲覧所の定期休日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までとする。

(臨時休日等)

第四条 知事は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示しなければならない。

(閲覧手続)

第五条 登録簿を閲覧する者は、備付けの閲覧簿に住所、職業、氏名、年齢その他必要な事項を記入しなければならない。

(登録簿の持出しの禁止)

第六条 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第七条 知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。